

社会福祉法人 倉敷市社会福祉協議会

役員及び評議員の報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第10条及び第25条の規定に基づき、社会福祉法人倉敷市社会福祉協議会（以下「本会」という。）役員及び評議員の報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(役員)

第2条 この規程において役員とは、理事及び監事をいう。

(報酬の支給)

第3条 役員及び評議員には、勤務形態に応じて報酬を支給する。

(報酬の額の決定)

第4条 役員及び評議員の報酬の額は、次の各号による報酬の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表に定める額とする。
- (2) 通勤手当については、特別雇用職員就業規程第5条を準用し、常務理事のみに支給する。

(報酬の支給方法)

第5条 役員及び評議員に対する報酬の支給方法は、次のとおりとする。

- (1) 正副会長については年額をもって支給するものとし、支給日は毎年3月末とする。  
なお、支給日において就任後1年に満たない場合にあつては、就任の日の属する月から月割りにより算定した報酬を支給するものとし、支給日前に退任した場合にあつては、退任後すみやかに退任の日の属する月まで月割りにより算定した報酬を支給する。
- (2) 常務理事については月額をもって支給するものとし、支給日は職員給与規程第4条を準用する。
- (3) 役員（正副会長及び常務理事を除く。）及び評議員については、会議等に出席した場合、日額をもって支給するものとし、支給日は経理規程第28条を準用する。

2 報酬は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。

- 3 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金積立金等を控除して支給する。

(公表)

第6条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(その他)

第8条 この規程について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月31日改訂)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成30年3月28日から施行する。ただし、別表の改正規定は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の役員及び評議員の報酬に関する規程に基づいて支給された報酬は、改正後の役員及び評議員の報酬に関する規程による報酬の内払とみなす。

## 別 表

区 分	報酬の額	備 考
会 長	年額150,000円	
副 会 長	年額130,000円	
常務理事	月額400,000円までの範囲	事務局長を兼務する場合は、報酬を支給せず、特別雇用職員就業規程を適用する。
理 事	日額3,600円	
監 事	日額3,600円	理事会・評議員会への出席
	日額5,600円	決算監査に従事
評 議 員	日額3,600円	